

令和4年度

第3回 佐々町農業委員会総会議事録

令和4年6月27日（月）

佐々町農業委員会

令和4年6月 第3回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和4年6月27日(月)午後13時30分
2. 招集場所 佐々町役場 3階第2会議室
3. 開 会 令和4年6月27日(月)午後13時30分

4. 出席委員 (14名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	・野 裕 君	2	濱野 努 君	3	池田 義 君
4	藤永 茂 君	5	築城 武美 君	6	和田 貞子 君
7	坂口 隆英 君	8	藤永 九市 君	10	池田 晴良 君
11	井手 俊博 君	12	山下 夕見子君	推進委員	福田 庄治 君
推進委員	筒井 浩一 君	推進委員	大瀬 敏幸 君		

5. 欠席委員 (4名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
9	寶持 雅祥 君	13	濱野 卓也 君	推進委員	林 勇作 君
推進委員	玉置 義則 君				

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	金子 剛 君	書記	立石 徹 君		

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
12	山下 夕見子君	2	濱野 努 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 審議事項

第11号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

第12号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

第13号議案 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）

第14号議案 農用地利用配分計画（案）について

(4) その他

①7月定例会の日程について

②農業者年金加入推進部長の選任について

③農業委員会視察研修について

④その他

事務局長（金子 剛君） それでは、ただいまから令和4年度第3回の佐々町農業委員会総会を開会いたします。

初めに、吉野会長より御挨拶をお願いいたします。

会長（吉野 裕君） 皆さん、こんにちは。

今月に入って梅雨入りという宣言がありとはいいながらも、あまり雨は多くはないようです。九州南部、関東甲信越が今日梅雨明けした模様と報道されております。あまり雨も降らずに急に暑くなって、体がついていかないという状況であります。

また皆さんも御存じのとおり、社会情勢が激変しております。燃料、それから生産資材の高騰、輸入に頼っている日本の苦しいところではないかと思っております。唯一その中で米だけが値下がりしております。農業委員の活動についても、あらゆる方面から目に見える農業委員会活動ということで、いろいろ求められております。

まだまだ急激な気候の変動によって暑い時期に入りますけれども、暑さ対策を取られ、そしてまたなかなか収まらないコロナ感染にも注意され、活動されることをよろしくお願い申し上げます。

本日も議事が円滑に進行しますよう、よろしくお願いいたします。

事務局長（金子 剛君） ありがとうございます。

それでは、本日の農業委員の出席委員でございますが、11名御出席です。寶持委員と濱野卓也委員からの欠席報告が出ております。それから、最適化推進委員におかれましては、3名出席をされております。林委員と玉置委員が欠席の報告が出ております。委員は定足数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行を吉野会長をお願いいたします。

会長（吉野 裕君） 案件につきましては、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項はあらかじめ通知しておりますので、この日程でよろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程2の議事録署名委員の指名を行います。

佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき、議長が定めることとなっておりますので、12番、山下委員、2番、濱野委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

以上、日程2を終わります。

それでは、日程3、審議事項に入ります。

第11号議案農地法第5条の規定による許可申請書についてを議題とします。

事務局からの説明を求めます。

書記（立石 徹君） 議案書1ページを御覧ください。

議案第11号農地法第5条の規定による農地等の賃借権許可申請承認について。知事処分でございます。

朗読説明させていただきます。

土地の所在地、北松浦郡佐々町小浦免字丸山5番18、登記地目、田、現況は休耕田です。登記面積378m²、借受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、貸出人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、無職。転用目的は、7台分の露天駐車場になります。

こちらにつきましては、申請地の隣地で借受人が歯医者を開業されておりまして、現在の駐車場だけでは足りないということで、今回転用を行って駐車場を造られるものです。農地区分は第3種です。

続きまして、申請場所につきましては、資料の5ページをごらんください。

資料の5ページの真ん中の少し下に赤色で示している部分、申請地と示している部分が申請場所になります。

続きまして、現況写真としましては、資料の7ページ、8ページとなっております、先ほど申しあげましたように、ただいま耕作等はされておりません。

続きまして、被害防除計画につきましては、資料12ページを御覧ください。

まず、①、(1)の申請地の造成計画につきましては、整地のみで現状のまま利用されるということで、被害のおそれはありません。

続いて②番、農業用排水施設の有する機能に支障を生じさせないための措置といたしましては、これは併せて資料の13ページを御覧いただきたいと思えます。

まず、雨水については自然流下となっております。汚水、生活雑排水については生じないとなっております。資料の13ページで、上の農地の境界部分と真ん中を下にいくような形でU字溝が設置をされる予定となっております、こちらに流した上で、申請地左の水路に最終的に排水するような形になります。この下の5番、5-18に水が流れないように、下に「ブロック1段」と書かれています。こちらにブロックを設置されません。

続きまして、被害防除の③周辺の農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置といたしましては、建物の建築ではありませんので、特に被害のおそれはありません。

資料の9ページを御覧ください。

資料の9ページの黄色で囲んだ部分が今回の申請地になりまして、その左側、5-

27が農地になります。こちらにつきましては、資料にはつけておりませんが、この所有者の承諾書を頂いているところでございます。

説明は以上になります。

会長（吉野 裕君） 地元委員の説明をお願いいたします。4番。

4番（藤永 茂君） 今事務局のほうから説明がありましたように、転用の件です。

この6ページの写真で説明いたします。

場所のほうは、小浦の佐世保市西消防署が、この赤の印のところの前がこの西消防署の出張所です。その前、佐世保鹿町線っていう県道を挟んで、その前が今申請地に説明があったところです。場所の農地のほうは隣にブロックをついて、隣に迷惑がかからないようにするというふうな説明を受けておまして、特に問題はないのではないかとというふうに、先日、吉野会長と事務局と私のほうが立ち会いまして現地確認をいたしました。

特に問題はないような条件でしたので、御審議のほどお願いいたします。

以上です。

会長（吉野 裕君） この件について何か御意見、御質問のある方はいらっしゃいませんか。——ないようですので、採決をいたします。

第11号議案について、転用やむなしと思われる方の挙手をお願いします。（賛成者挙手）ありがとうございます。全会一致で転用やむなしということで県に進達いたします。

次に移ります。第12号議案農地法第5条の規定による許可申請書についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。書記。

書記（立石 徹君） 議案書14ページをお願いします。

議案第12号農地法5条第1項の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について。知事処分でございます。

朗読説明いたします。

土地の所在地、北松浦郡佐々町皆瀬免字磨ノ乙5番3、登記地目、田、現況は休耕田、登記面積695m²、譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、会社員。譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、会社員。転用目的、一般個人住宅、木造2階建て1棟、131.25m²。

こちらにつきましては、申請者の譲受人が地権者の譲渡人の子でありまして、現在の住居が手狭であるということで、また住宅が申請者の祖父の代からの物件ということで老朽化が進んでおまして、新たに2世帯住宅を建築するということでございます。農地区分は第2種です。

続きまして、農地の場所につきましては、資料の18ページを御覧ください。

すいません、少しわかりづらいですが、真ん中下に赤で申請地と書いてある場所が申請場所になります。こちらにつきましては、皆瀬の〇〇〇〇委員の牛舎があると思います、第1報国橋のところですね、そこから牛舎のところを右折しまして、少し進んだところになります。

続きまして、現況については、現況写真を資料20ページ、21ページのとおりつけております。

続きまして、被害防除計画書につきまして御説明します。

資料24ページを御覧ください。

まず、①(1)申請地の造成計画の内容につきましては、現状のまま利用されるということです。

②番、近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響を及ぼすおそれを生じさせないための措置といたしましては、隣接農家への通路を確保するということになっております。こちらにつきましては、資料の20ページの写真の②番、21ページの写真④と23ページを併せて御覧ください。

まず、21ページの写真④です。写真の真ん中付近に黒の軽自動車がとまっていると思います。こちらから入ることになるんですけども、この赤で線が入っている外側、左側とその道路の間の農地の通路を確保するということになっております。

20ページの②で言えば、線の右側のほうの奥に農地がありまして、そこに行く通路を確保しているというところです。こちらにつきましては現地確認もいたしましたけれども、少し農機具、車両等の通路としては狭いというところで、農業委員の方からも御指摘を頂きました。

こちらについては、申請者等に確認をしましたところ、実際この赤の線のところで通路を確保するということにはなっていますけれども、実際にその建物が建つのが少しその道路と反対側に真ん中ぐらいに経つということで、この赤線をもうはみ出して通行していただいても構わないということで承諾を頂いているということです。

続きまして、24ページの被害防除計画に戻りまして、③番、排水計画につきましては、雨水については水路放流、汚水等につきましては下水道、こちらは下水道地区になります。下水道に流すということで、資料の25ページに示しております。雨水が青で示しているところです。下が水路になっておりまして、そちらに流すと。緑色が汚水の経路になっておりまして、こちらは下水道に接続するというところです。

説明については以上になります。

会長（吉野 裕君） 地元委員の補足説明をお願いいたします。3番。

3番（池田 邦義君） 報告いたします。

今事務局のほうから説明があったように、これは農業委員の〇〇〇〇君が今牧草地を作っているということで、これは賃貸借の契約は交わしていないということで、地主さんからの、結局〇〇〇〇さんからの要望で荒らさないようにということで牧草を作るということで今やられているそうです。

本人も、今事務局から説明がありましたように、この21ページの④の写真を御覧いただければ、この赤線と道路際が通路が2mしかないんですね。今事務局からありましたように、これは通っていいという了解は得ているんですけど、結局せめて3mは欲しいなということで司法書士の方には申し上げはしているところです。

それとその奥ですね、22ページの5-2の奥のほうはまだ牧草地としては使用できるんですけど、〇〇〇〇君の話では結局この家が建って、果たしてその家主さんが堆肥、それと騒音、ほこり、そういうのに耐えられるかどうかということは、やっぱり家が建ってみないと分からないということで、作るか作らないかということは迷っているそうです。ですから、どうしても作りたいというなら、やっぱり家が建ってからでないと判断できないというような状態です。

以上です。

会長（吉野 裕君） この件について、何か御意見、御質問はありませんか。——ないようですので、採決をいたします。

第12号議案について、転用やむなしと思われる方の挙手をお願いします。（賛成者挙手）ありがとうございます。全会一致で転用やむなしということで県に進達いたします。

第13号議案、農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。書記。

書記（立石 徹君） 議案書28ページをお願いします。

議案第13号農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり計画を定めたいので、本委員会の承認を求めます。令和4年6月27日、佐々町農業委員会会長。

29ページを御覧ください。

佐々町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、第4の1の（5）の規定による農用地利用集積計画書でございます。

1番、権利の設定を行う者、貸し手農家、〇〇〇〇、〇〇〇〇。権利の設定を行う者、

借り手農家、長崎市尾上町3の1、公益財団法人長崎県農業振興公社。土地の所在、志方免字六ツ枝、地番454の1、地目、田、面積1,853m²、権利の種類、賃借権、区域区分、農用地。

設定内容につきましては5年契約で、年間2万4,000円の金納でございます。ほか、あと4件でございます。合計面積が2万992m²です。

説明は以上です。

会長（吉野 裕君） この件について、何か御意見、御質問のあられる方はいらっしゃいませんか。3番。

3番（池田 邦義君） ちょっと事務局にお尋ねします。

この中間管理機構ですけど、今は結局米の値段が下がっているような状況で、結局賃貸借、金納で、結局今まで農業委員会で北部・南部ということで、反当たりで幾らということで大体決めておったですね。それを見直すことをできないかということ、私、ちょっと神田のほうでそういう話を伺ったものですから、農業委員会のほうでそういう設定をしてもらえないかという話がちょっとあったものですから、どうなんですかね、中間管理機構もそれに含めてそういう話合いというのはできるのでしょうか。そこら辺をお尋ねしたいです。

会長（吉野 裕君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） この単価につきましては、以前坂口委員のほうからも御指摘がございまして、そのときに協議をした経緯があるかと思うんですけど、今南部と北部が反当たり1万から1万1,000円で決めていると思います。うちの農業委員会のほうではですね。

ただ、例えば山間部であるとか、ちょっと込み入った作りにくい場所については、そのときに事務局、それから地元の農業委員さんが入りまして、そこら辺の単価設定は個人的に行うようにするというので、以前委員会の中では協議した経緯がございまして。

なので、そこは金額の設定は、その借り人と貸し人で、農業委員と事務局が入った協議は可能かと思えます。（「それは中間管理機構でも」の声あり）でも同じです。

会長（吉野 裕君） ほかにありませんか。

5番（築城 武美君） 今の話は米の単価が下がっておるんで見直すんだっていう話であれば、結果的には、その単価スライド制っていうのを農業委員会は取ってもやむを得ないというふうに判断していいんですか。米が上がったときはまた上げるんですかとかいう議論ですけど、そういう話じゃないですよ。そこを審議したらどうでしょうか。

会長（吉野 裕君） この賃貸借料については、大体契約時の米の買入れ価格を基準として、その金額に直してするというので、少しそこに、圃場にもよるし、地域にもよるし、条

件もありますので、そこに1万円から1万1,000円、2,000円というふうに、大体今までそういうことで決定してきております。

当然今は価格が下がっておりますけれども、価格が上がったから、例えば今年の米が上がったから来年すぐ上がるということは、それはまたそのとき皆さんと協議して、それは少し上げんばかなという、なかなか米の値段も単年度で見えていくのも難しいところがあるかと思えます。そこら辺を考慮しながらやっていって、貸主、借主と協議をしながらいかなければならないのかと思っております。

もともとが管理機構ができる前は相対で、米何袋で大体それで契約が今までされてきておりました。それがこの金額に変わってきて、そして機構ができてということで、今現在のような状況になっていると判断しております。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 今現在は単価で1万から1万1,000円ということで価格が決定していると思うんですけども、以前は1万5,000円ぐらいで設定がされてあったと思えます。なので、この価格につきましては、当然農業委員会での協議にはなるかと思えますけれども、今の基準に合わせるのであれば、その価格に合わせることは可能かなと思っております。

また、価格が元に戻れば元に戻すというような基準でも可能かなというふうには事務局としては思っております。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） 2番。

2番（濱野 努君） そもそもこの価格というのは、北部、南部の貸し借りの中で、皆さんが想定された平均という形で多分農業委員会を出していると思えます。農業委員会が幾らという決め方じゃなくて、皆さんからお聞きした田当たりの平均価格を多分示していたんじゃないかと思っておりますので、今後そういう変わりが出てくれば当然平均をまた出して、そういう金額に農業委員会は多分出していくんじゃないかと思っておりますけど、どんなでしょうか。

以上です。

会長（吉野 裕君） 5番。

5番（築城 武美君） その時々々の社会情勢とか米の相場とか、そういうものに基づいて価格を変動していくっていう、その農業委員会全員のコンセンサスがあるとすれば、結果的には、現在1万から1万1,000円を目安として設定をしておるという状況と、もう一つは、今後、契約時における借り手及び貸し手の協議というものの中で、農業委員の意見を加味し、決定していくという大まかな方向性だけを確認しておけば、結果的には、その物価が

上がったから下がったからという問題じゃなくて、その時々事情、情勢をそれぞれ貸し手と借り手が協議し、それに農業委員会の意見が加味されて、それで決定をしていくというふうに大まかに決めておけば、いろいろ混乱はせぬかなという気がしております、そういうことでまとめたらどうかというのが意見でございます。

以上です。

会長（吉野 裕君） 3番。

3番（池田 邦義君） 私も言ったんですけど、なかなか3年契約、5年契約、または最長で10年契約とか、結局その期間に変更するなら、また農業委員とか農業委員会が出て仲介というんですか、それを合わせんといかんわけですね。そうしたら結局、賃貸借の場合も管理機構の場合も、5年なら5年という基準を設けないと、ちょっとその値段は確定できないんじゃないかと私は思うんです。

その辺は私が相談を受けた人にも、いや、それはちょっと無理じゃないかなとは言いはしたんです。どうしても米の値段がこれだけ下がって我々農家は手取りが少ないのに、結局賃料だけは当たり前払わんといかんという、そのどうも先入観があられたんじゃないかって思うわけです。だから農業委員会で何かそういう話があれば出してくれないかということで相談を受けたもんですから、この機会にちょっと発言をさせていただきました。

会長（吉野 裕君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） 今の御意見につきましては、ちょっと事務局も今すぐちょっと判断しかねますので、中間管理等、県のほうにもちょっとその辺の基準の確認をいたしまして、来月の委員会に諮らせてもらうということでもよろしいでしょうか。

会長（吉野 裕君） ほかに御意見ありませんか。3番。

3番（池田 邦義君） これは牧草の反別は今までどおりで、単価でよろしいですか。牧草の場合はもう別に何も、牧草地ですかね、それで賃貸借、借りているところあるんですけど、そこら辺の単価はもう現状のままで、私はいいと思うんですけど、どうなんですか。

事務局長（金子 剛君） そこも先ほどと同じく、ちょっともう一回再度確認させてもらいたいと思っています。牧草ですよ、牛の飼料を言われているんですね。

3番（池田 邦義君） そう。

会長（吉野 裕君） ほかにありませんか。——ないようですので、採決をいたします。

第13号議案について、承認されることに賛成の方の挙手をお願いします。（賛成者挙手）挙手多数ですので、承認することといたします。ありがとうございました。

第14号議案農用地利用配分計画（案）について、議題といたします。

事務局の説明を求めます。書記。

書記（立石 徹君） 議案書30ページをお願いします。

第14号議案農用地利用配分計画（案）の承認について。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定により、別紙のとおり農用地利用配分計画（案）を定めたいので、本委員会の承認を求める。令和4年6月27日、佐々町農業委員会会長。

資料の31ページを御覧ください。

農用地利用配分計画書（案）、番号1、利用配分をする者、長崎市尾上町3の1、公益財団法人長崎県農業振興公社、利用配分を受ける者、〇〇〇〇、〇〇〇〇。土地の所在、志方免字六ツ枝、地番454の1、地目、田、面積1,853m²、借り手農家耕作面積4万2,000m²、権利の種類、賃借権、区域区分、農用地。

今回の設定内容は、契約は5年です。年2万4,000円の金納になります。ほか、契約が5件の合計面積2万4,711m²でございます。

説明は以上です。

会長（吉野 裕君） この件について、何か御意見、御質問はありませんか。書記。

書記（立石 徹君） すみません、補足説明をさせていただきます。

資料31ページの⑥でございます。こちらにつきましては、集積のほうは平成29年度に既に出し手と機構との間で契約がされていまして、この6番につきましては、この振興公社と〇〇〇〇さんの配分の契約のみでございます。

ほかの1番から5番につきましては、先ほどの29ページの1番から5番とリンクしまして、集積配分の一括の契約でございます。

以上です。

会長（吉野 裕君） 何か御意見、御質問ありませんか。——ないようですので、採決をいたします。第14号議案について、承認されることに賛成の方の挙手をお願いします。（賛成者挙手）ありがとうございます。全会一致で承認することといたします。ありがとうございました。

それでは、日程4のその他に移ります。

事務局から説明をお願いします。事務局長。

事務局長（金子 剛君） それでは、その他の①でございます。7月定例会の日程についてでございますけれども、定例会日程が7月26日火曜日13時30分からを予定をさせていただいております。

それから、五役会につきましては、7月19日火曜日13時30分から予定をさせていただいております。

以上でございます。

それでは、②の農業者年金加入推進部長の選任についてということでございますけれども、これは昨年度までは推進部長のほうを池田邦義委員のほうにお願いをしていたところでございます。今回ちょっと池田委員のほうもちょっと体調が悪いということで、新しい方の選任をお願いできないかということでお聞きをしております。

今回、五役会の折に濱野努委員のほうにお願いできないかということでお尋ねをしているところでございます。皆様のほうにもこれをお諮りをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

会長（吉野 裕君） 8番。

8番（藤永 九市君） 大体従来、（聞き取り不能）、推進委員に長い間なっていたんですね。我々、私どもも（聞き取り不能）ですけど、そういう形の中で（聞き取り不能）です。本来はそういう形で（聞き取り不能）、本来は（聞き取り不能）、池田委員さん泣く泣く本来の仕事に（聞き取り不能）じゃないかとそういうふうに思います。（聞き取り不能）じゃないかと思えます。よろしくお願ひします。

事務局長（金子 剛君） ありがとうございます。

それから委員さんのほうにつきましては、この農業者年金の推進委員さんにつきましては、引き続き山下委員と和田委員のほうにお願いしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。——よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

この農業者年金の加入者につきましては、佐々町については毎年1人が目標となっておりますので、皆様も推進委員のほかの委員の方も、誰かいらっしゃれば推進のほうをお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは、次の③の農業委員会の視察研修でございます。

今現在コロナのほうが減ってはいないと思ひますが、今ちょっと減っていない中でも若干の落ち着きはあるのかなというふうに事務局は判断しておりますけれども、いかがいたしましょうか、今年度の、実施するのであれば11月頃、遠方のほうもちょっと今考えてはいたんですけども、やはりちょっと遠方は今のところ難しいかなと。

旅費のほうもお1人、11月であれば5万ぐらいにはなると思ひます。九州管内であれば当然バスの借り上げ、高速代等を予算化をしておりますので、そちらのほうは負担になられませんので、その辺を考えながらいかがいたしますでしょうか。

もう実施、皆さんがもう今年度しないということであれば、当然来年度に持ち越すというような形で持っていきたいと思ひしておりますが、いかがでしょうか。

3番（池田 邦義君） 我々は6月まででしょう。

事務局長（金子 剛君） はい。

3番（池田 邦義君） ということは来年はありえないということですよ。今年だけです、今年が最後なんです。視察に出るのは、しかしコロナの関係上、私は受入先があればですよ、このコロナ禍の中で受入先があれば、私は九州管内でそういうところを探していただいて実施していただきたいと思います。

事務局長（金子 剛君） あと何か御意見のあられる方はいらっしゃいますでしょうか。

会長（吉野 裕君） 5番。

5番（築城 武美君） 話に聞くとところによると、佐々町は要するにコロナの陽性者が毎日新聞に載っている。で、佐々町から来てもらいますと困りますという自治体があるらしいです。

だからそういう意味でいうと、結果的には受入先が、行こうとしておるところが、先ほどおっしゃるようにオーケーですよというてくれんと行けないのではないかなということがあるので、そこを前提として、受入先がオーケーであれば、池田委員さんが言われたように計画を進めてはどうでしょうかというのが意見でございます。

事務局長（金子 剛君） そうしましたら、その受入先といいますか、例えば宮崎とか鹿児島とか九州管内にあると思うんですが、そこに事務局のほうからお尋ねしてもよろしいですか。九州管内でどこが、何県がいいとかあられますか。

5番（築城 武美君） 私は事務局に一任します。

事務局長（金子 剛君） 事務局に一任ということであれば、事務局のほうでちょっと調整のほうをさせていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。——分かりました。

2番（濱野 努君） そのバスの借上げというのも含めて、何か研修を行わなければいけないという形になるのでしょうか。自前で行けば、特に研修はせずとも道の駅とか見学だけとかという形になれば、もちろん自前でですね。そのどこかから負担をもらうと、やっぱり研修という形になるかと思いますが、その点どんなでしょうか。

（ 私語あり ）

事務局長（金子 剛君） そこは御判断になると思うんですけど、確かに町の予算を利用して、バス借上げを利用していくのであれば、当然、正式な研修が必要かと思います。ただ、その簡易的というか、自分たちでの研修であれば、今積立ての分でも対応は可能かと思っていますけれども。例えば日帰りとかそういった……。

会長（吉野 裕君） 暫時休憩して、その中でお話……。

（ 休 憩 午後 14 時 20 分 ）

（ 会議再開 午後 14 時 25 分 ）

事務局長（金子 剛君） それでは、今③番の農業委員会の視察研修についてということで、ちょっと議論をさせていただいたところ、大分県の国東半島と、事務局側のほうからちょっとその辺のお尋ねをしまして、受入れ可能であれば視察研修として行きたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

ほかはよろしいでしょうか。——なければ、最後のその他のその他、④番のその他でございます。

書記（立石 徹君） すみません、④番、その他ということで、私から3点御報告がございます。まず、資料の33ページをお願いいたします。

すみません、まず資料の32ページが、この資料が今回の定例会に全く関係がないものが載せておりますので申し訳ございません。

資料の33ページについて御説明いたします。

こちらにつきましては、人・農地関連法が成立ということで、こちらにつきましては、その中の農業経営基盤強化促進法の一部が改正されます。改正が5月27日に公布されまして、1年以内に政令で定める日から施行されるということになっております。

内容につきましては、農地法の第3条に、農地の権利を取得される際に、その権利を取得する者の耕作面積が50aということで、下限面積の要件があると思います。その面積の要件が今回もう廃止されるというところの法改正でございます。

こちらにつきましては、まだ国や県から詳細な情報が下りてきておりませんので、情報が入り次第、御連絡をさせていただいて、こちらの農業委員会のほう、窓口等対応をさせていただきたいというふうに思っております。令和5年度から対応していかないといけないのかなというところです。

説明は以上です。

3番（池田 邦義君） ちょっと待つて、その話は結局その農地を取得する場合における要件が廃止になるということ。

書記（立石 徹君） はい、そうです。

3番（池田 邦義君） ということは、農業機械を持たんでも、投資目的で農地を買われてもらうと困るわけ。そこら辺はしっかり、その県もそういうのを見てもらわんことには、結局、前にそんなことがあったわけよ、農業委員会で。ここを買いたい、しかしトラクターはない、田植機はない、コンバインはない、人を雇ってするという話もあったわけ。で、そういうことは農業委員会ではねたわけ、農業者のその購入は、農地の購入は認めないということではねたわけ。結局、一般不動産が介入してきたわけ。普通の不動産屋さんが農地は、だから農業委員会としては、それを（聞き取り不能）たい、そういう経緯があるわけ

です。

だから、むやみやたらに撤廃されたけん、投資目的でどんどん買い漁られることになる
と、農地はいよいよ荒れてしまう。そこら辺は欠点として、やっぱりそこら辺の線引きを
してもらわんと困るんだね。農業（聞き取り不能）、そこら辺はよろしく願いま
す。

事務局長（金子 剛君） 今委員さんおっしゃるとおり、下限面積がもう廃止つてなれば、じゃ
誰でも買えるのという形になるわけですね。

ただ、そこら辺はまだ議論されているところなんですけど、農業従事日数というのがあ
りまして、これは3条の中で150日って決まっているわけですね。だから、ここら辺が
また逆に150から90ぐらいに緩和されたりすれば、いよいよもうそういった形で誰で
も買えるような、耕作しますというような認定を受ければ、農業しますというような認定
を受ければ、誰でも買えるような状況ではあると思います、おっしゃるとおりですね。

ただ、事務局のほうとしても、県のほうにはそういったところも確認といいますか、お
尋ねはしております。県のほうもまだ国のほうが確実じゃないので、そこがはっきりして、
そういったところも当然県のほうもおっしゃっていました。

なので、そういったところも鑑みて、通達等が来れば、皆様にまたはっきりした御回答
をさせていただきこうかと思っております。

3番（池田 邦義君） そういう回答にもよるけれども、やっぱり佐々町の農業委員会として、
県とは別に線引きというのを持っておかんことには、今までも佐々町も高速道路とかいろ
いろ商業施設とかいろいろできるわけよ、開発が。そこら辺で投機目的で土地を取得して
もらったら困るわけよ。

結局、ちょっと悪口になるかもしれん、役場の職員がその図面ば持っておって、あそこ
は道路が通りますよ、はよう買うておったほうがよかですよとか、そこは情報が漏れた場
合、投機目的でぼんって買われたら、そこは買うたもんがあそこは道路ができるけん、高
う買うてもらえるけん、そんなになるわけ。

そういうことがないように、やっぱり佐々町の農業委員会として、結局ある程度の線引
きは必要しておかんば、県とは別に佐々町は佐々町で自分でやっても構構だと思
うんですけどね。

事務局長（金子 剛君） はい、了解いたしました。

会長（吉野 裕君） そういう条例というか制約というか、まだ国会で今そこが決まって、そこ
で県である程度枠をつくって、自治体でそれに枠をつくるんですけど、今回施行され
るのに時間はあまりなかったんですけど、早いところそれをつくってもらわんと、行政の

ほうがそういうところをちゃんとしてもらわんと、下限面積撤廃になったけんっていつて訴訟でも起こされたときには大変なことになるけんですね、そういう条件を絶対農業はなくしてもらわんと、何日以上はしてもらわんば、そして農業をすると、まだ例えば10年とか20年しなさいっていう期限もなかけんね。そこを最低限、例えば10年は畑地でも使ってくださいとか、そういうとがまだ小さいところまで、細かいところまでまだ表せてないので、そこまでで自治体として、そういう農地の取得に関して許可できるかできんか、そういう条件も早くしてもらわんと、我々も動きもなかなか難しいところがある。ほかにございませんか。

書記（立石 徹君） すいません、2点目の御報告をさせていただきます。資料はございません。

一般社団法人の長崎県農業会議の表彰の受賞の御報告なんですけども、毎年、県農業会議から各市町に対して表彰の推薦依頼が文書で来まして、今年度その中の表彰の中の1号表彰ということで、農業委員18年以上在職者ということで、佐々町のほうから吉野会長を推薦させていただきました。

それで受賞決定しまして、先週の金曜日に県農業会議の通常総会がありまして、その中で表彰式がございまして、吉野会長と私が行きまして、表彰を受けたというところがございます。おめでとうございます。

続きまして、3点目の御報告になります。

資料をお配りしています新聞記事、一枚ものです。会議の前にお渡しした分でございます。こちらは6月24日発行の全国農業新聞長崎県版の記事でございます。そちらに記載しておりますとおり、輝く女性というテーマで、今日は御欠席されていますけれども、寶持委員の奥様に原稿を書かせていただきまして、今回この記事のとおり載ったというところでございます。

報告は以上です。

会長（吉野 裕君） 皆さんのほうからその他で何かありませんか。

なければ、日程が全て終了しましたので、会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（ 閉 会 午後 14 時 30 分 ）